

資本の展開と小土地所有論(序)

丹 野 清 秋

1. 土地と土地問題

今日数多ある生産の分野において、農業生産ほど土地に依存することの多い生産分野はほかにない。この土地は、改めていうまでもなく人類がこの地球上に生存する以前から存在しており、人類のみならず地球上の生産はみなこの土地を母胎として生まれ、成育し、死に、また生れ……ということをくり返してきている。それゆえ、土地は、自然の産物であって、同じ自然界の産物である人類は自然界の主体者としてそこに働きかけ、そこから自己および自己の子孫維持に必要な有用物を獲得し、消費し、また還元するという、人間と自然との循環関係における、人間の働きかけの対象物として、本源的に把握される。その意味において、土地は、人間の必要なもろもろのものを、つまり、人間に労働手段や労働材料を提供し、かつ居住地、類的存在としての、人間の共同生活の場を提供してくれる、天然の仕事場であり、人間の生活に必要な物の貯蔵庫・兵器廠であるといわれる。

したがって、土地は、人間の生存にとっての不可欠なものであり、人間の用益一般の本源的な対象物であるがゆえに、人間が自己の必要な有用物を獲得するための、労働対象であるとともに、土地なくしては人間の労働が本源的に実現しないという点において、労働の不可欠の要素としての、労働手段でもある。

ところで、土地は、このように人間の生存にとって重要な基盤であり、自然の産物であるが、同じ自然の産物の空気のように無限にあるわけではなく、有限物である。経済学において、本来的に自然の産物であり、労働によって創られたものでないものは、価値をもたないものであり、したがって、価値の表現である価格をもたない、ということになっている。それゆえ、土地は、その上で働き、生活する人間の、全体の利用することの出来るものであって、誰れのものでもない筈である。にもかかわらず、人類史の展開は、人と人との関係において、この土地を人間にとっての用益の対象としてではなく、所有の対象としての、土地にたいする人間関係を生み出すにいたった。この所有の対象としての、土地にたいする人間関係の形成は、つまり、人間の類的共同存在としての社会関係での形成は、社会の構成員の特定個人あるいは共同体による、土地の排他的独占、利用をもたらし、多くの人間から自然の産物としての土地の自由な利用を排除するという結果をもたらし、その結果は、土地をただ単に「所有」というそのことによって、他人の労働の果実を取得するという人々を社会の構成員のなかにもたらしことになった。

この人間の生存の土台であり、母胎である土地への人間の相互依存関係は、原始共同体の解体以降人類史の発展の度合に応じて、それぞれの人間の生存の諸条件に対応しながら、土地の人間による用益という、人間による土地の生産的利用を中味にもちながら、しかしその生産的利用はいずれの歴史段階においても、人間の類的共同存在としての社会における土地の「所有」ということからのがれえることはできないのである。

本来的に土地が、人間の生存にとって不可欠なものであり、そこに人間が働きかけることによって、はじめて生存が可能であるということからすれば、土地はそもそも人間が働きかける対象として、労働の実現の手段としていかなる性質を土地がもっているか、どうか問題であるということになる。例えば、土地に依存することの多い農業生産についてみれば、それは次のようなことが問題となるのである。

土地を農業の生産者の立場から、つまり、土地の純粹に生産的に利用するという観点からすれば、——土地の生産的利用とは、いうまでもなく人間が労働を実現する対象物として、また労働実現の手段として、土地を利用して有益物をつくるということである——その土地が傾斜地であるのか、平坦地であるのか、面積はどの程度なのか、あるいはその土地の土質が酸性であるのか、アルカリ性であるのか、湿地であるのか等々の、土地の理化学的性質がまず問題とされなければならないということになる。というのは、土地が労働の対象物であり、労働手段である限り、人間の労働実現のための客体が、いかなる性質、性能をもっているかは、いかなる生産においても問題とされるのと同じであるからである。そして、生産的に土地を利用して労働の効果をヨリ上げるのには、土地の形状をどのようにし、土質をどのように変えなければならないか、それにはいかなることをしなければならないか等々の点が、さらに問題となる。土地が農業において生産的に利用される場合に、このように問題とされることを農耕地問題とっておこう。ところで、今日土地問題ということとは、農耕地問題としてではない。

つまり、先にもふれたように経済的には土地は自然の産物であり、人間の労働の加わらないものは本来的に無価値物である。しかし、その無価値物が社会的現実としては1㎡いくらかといわれるように価格をもち、いわゆる擬制的にはあるが商品化されているのである。それはどうしてか。それは、土地は自然の産物であるが、空気のように無限にあるのではなく有限であり、かつ、排他的に独占することのできる自然物であるがゆえに、その自然物である土地が特定のものの所有の対象となると、いかに土地を所有し、そしてその所有によってどのようにモウケるか、ということが人間の社会的関係において生ずることからくるものである。現代の土地問題とは、有限であるが、人間の生存にとって不可欠の土台であり、手段である土地をめぐる所有という、社会関係の問題ということであることができる。

したがって、本来的に土地は、自然の産物である限り、その利用はそこで働き・生活する人間に等しく利用され、その恩恵を享受されなければならないのであるが、その意味で農業生産の場合にみられるように土地は農耕地問題として問題とされなければならないのであるが、それが「所有」の対象となるという関係においては単に土地を「所有」することにおいて、労働の果実を取得するための手段となるということに、現代の土地問題の本質的問題の所在があるものといえよう。ということは、土地問題は社会的関係のなかにおいて考察されなければならないのである。つまり、農業生産において、土地がこのように耕地問題として問題が展開するよりも、土地問題として問題が展開し、拡大する度合が大きくなるにつれて、土地を生産的に利用する農民の農業生産を通しての経済はヨリ困難になり、農民の疎外状況が拡大してくる。

ところで、現代において、土地を「所有」の対象たらしめる社会関係の中心基軸は何か。それは、いうまでもなく資本である。そして、この資本は、社会のスミズミまでゆきわた

っており、それによって農業の重要な基盤である土地を農業生産から遊離されようとしている。

そこで、わが国の現代の農業問題を考察する予備的手段として、次にマルクスの分割地農民における土地価格と私的小所有について整理しておこう。

2. 分割地農経営と土地価格

分割地農的土地所有は、封建的土地所有から資本制的土地所有への過渡的土地所有の中でも最も正常な典型的な形態である。

この分割地農的土地所有の経済史的前提は要約すればそれは、次の三点に要約される。

① 農村人口が都市人口に比べて数的に優勢であること、非農業生産部門においては資本主義が発展しているがその発展はまだ微弱な水準であること。

② 農業経営は自から土地所有者であり、土地の耕作者である分割農民によって営まれているが、そこでの生産物の大部分が農民によって消費されること、つまりおおむね自給自足であり、余剰部分のみが都市との交換関係に入る。

③ そして、分割地農民の土地は、資本の発展が相対的に低いにもかかわらず商品化され、租税（貨幣形態での）および借金の利子支払の必要性から貨幣を得る必要があることから、多かれ少なかれ商品関係に入らざるを得ないこと。

の三点である。

分割地農の経営にあっては、直接的生産者である農民にとって土地は彼の自由に所有するところのものであり、「土地は彼の主要な生産用具として現われ、彼の労働と資本にとっての不可欠な従業場面として現われる⁽¹⁾」。このように、直接的生産者である農民が、自からの労働対象であり、労働手段である土地を小規模であれ自分の手にもっているということ、つまり、土地の所有とその利益が結合していることが、分割地農的土地所有の一つの特徴である。

この分割地農民による土地の自由な所有ということは「小経営のための土地所有の最も正常な形態である⁽²⁾。」とともに、農民のこの「土地所有は、この場合には個人的独立の発展のための基礎⁽³⁾」であり、「それは農業そのものの発展にとって一つの必然的な通過点である⁽³⁾。」のである。

したがって、分割地農的土地所有において、直接的生産者である農民は、封建地代取奪の媒介手段であった経済外的強制、すなわち縦関係としての身分的隷属から解放されることになる。いうまでもなく経済外的強制は、農民の土地の非所有者ということから規定されるのであって、農民は土地の非所有ということから、土地の所有者になることによって人格的独立を得るとともに経済外的強制から解放されるのである。

以上のことは、分割地農的土地所有の積極的な側面であるが、同時に消極的な側面も一方において兼ねそなえていることに留意しておく必要がある。すなわち、「分割地所有は、その性質上、労働の社会的生産力の発展、労働の社会的な諸形態、資本の社会的な集積、大規模な牧畜、科学の累進的な応用を排除する⁽⁴⁾」

分割地農的土地所有において、直接的生産としての農民は、労働力の所有者としての賃労働者であり、経営資本の所有者として小資本家であり、土地の所有者として地主であって近代社会における三階級を一身に兼ねそなえているのである。したがって、この農民の

所得は、資本主義的生産様式のものにおける価値の分配範疇としての、利潤、地代、労賃の自立的範疇としての収入ではなく、可能性としてはこれらの一体化されたもの、いわゆる混合されたものとして入ることになるであろう。それゆえ、地代についてみれば、ここでの地代は剰余価値の分化された形態として、つまり、労賃、利潤に対立する自立的な範疇としての、地代としては現われない。

ところで、分割地農民は、土地の自由な所有者であるという資格において、土地を所有しているのであるから、「彼にとっては土地所有による制限はなくなっている」⁽⁵⁾が、ここでは「農業の大部分は直接的生活維持のための農耕として存立し、また土地は人口の多数にとってその労働や資本の不可欠な従業場面として存立するのだから、生産物の調節的市場価格はただ異常な事情のもとでしかその価値に達しない」⁽⁶⁾から、分割地農的土地所有においては、「平均的には、絶対地代は存在しないものと、つまり最劣等地は地代を支払わないものとみなしてよい」⁽⁷⁾ということになるであろう。

しかし、分割地農の生産物の市場価格がどのように規定されようとも、「差額地代、すなわち優等地または比較的好位置にある地所にとっての商品の価格の超過部分は、明らかに、この場合にも資本主義的生産様式の場合と同様に存在」⁽⁸⁾するが、その差額地代は「比較的恵まれた自然条件のもとで自分の労働を実現する農民のふところに流れこむ」⁽⁹⁾のである。

このように、分割地農経営においては、絶対地代の成立する根拠はないが、差額地代は成立する。ところで、分割地農経営における農産物の価格は、何を基準として規制されるのであろうか。分割地農民は、いわゆる三位一体的所有者であるという資格において、「分割地農民にとって搾取の制限として現われるものは、一方では、彼が小さな資本家であるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、他方では、彼が土地所有者であるかぎりでは地代の必要ではない。小さな資本家としての彼にとって絶対的な制限として現れるものは、本来の費用を差し引いてから彼が自分自身に支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕すであろう。……しばしば、労賃が肉体的最低限に達するまで、彼はそうするであろう」⁽¹⁰⁾といわれるように、本来的費用（C）プラス労賃部分（V）さえ実現されるならば生産を続けることになるのであるから、分割地農民の農産物価格は費用価格であるC + V水準で規制されることになるであろう。より厳密には、この費用価格は最劣等地における個別的生産を基準とするものである。

ところで、分割地農的土地所有において、地代が現象するのは、分割地農経営が借地で営まれる場合と土地が商品化されるということにおいてである。しかし、その場合の地代の現象は、分割地農経営における農産物価格がC + Vという水準において規制されるがゆえに、平均利潤の形成のないところの地代であり、農民の労賃部分さえ「しばしば肉体的最低限」まで食いこむということがあるという状態での地代であるから、「借地料は、ほかのどの関係のもとでよりもずっと多く利潤の一部分を含んでおり、労賃からの控除分をさえも含んでいる。借地料はこのような場合にはただ名目的に地代であるだけで、労賃や利潤にたいする独立な範疇としての地代ではないのである」⁽¹¹⁾。

ところで、分割地農的土地所有は農民の自由な土地所有であるが、ここにおいては一応商品生産が行われている。とともに、「この形態がいくらか発展すれば遺産分割のさいには土地がいくらかの貨幣価値で引き取られ……あるいはまた財産全体なりその構成部分なりの不断の変転にさいして土地が耕作者自身によって多くは抵当つきで借りた貨幣で買

い取られる⁽¹²⁾」ということにおいて、土地は商品として、売買され、土地価格、いわゆる地価が成立する。この土地価格は、「資本還元された、したがって先取りされた地代にほかならない。……土地所有者自身が土地の購入に投じた資本は、彼にとっては利子を生む投資であるが、農業そのものに投ぜられた資本とはまったくなんの関係もない⁽¹³⁾」ということにみられるように、この関係を式であらわせれば、それは、

$$A(\text{地価}) = \frac{R(\text{利子})}{i(\text{地代})}$$

ということになる。分割地農民が、土地を購入するということは、あらかじめ長年にわたる地代分を前納するということになる。そして、この土地購入のための資本投下は、農業生産とはまったく関係ないのであるが、土地の購入者にとっては農業生産に必要なして、重要な手段である土地への資本投下であるがゆえに、土地価格は、「個別的な偽装生産費⁽¹⁴⁾の、また個別生産者にとっての生産物の費用価格の、一つの主要な要素⁽¹⁵⁾」をなすことになる。しかし、地代は価格の結果であって、原因ではないがゆえに、それが生産の結果として実現される保障はない。

要するに土地購入のための資本の投下は、

① 農業生産そのものへの資本の投下ではないのである。

② その結果、農民が土地購入のために資本投下することは、農業経営そのものに利用する資本の削減をもたらすのである。

③ それは、また農民の生産的に利用するための資本の削減であるから、農民の「生産手段の量を減らし、したがってまた再生産の経済的基礎を狭くする⁽¹⁵⁾」のである。

④ そして、土地価格の成立は、農民をして高利貸資本に結びつけることになる。換言すれば、土地購入のために投下される貨幣資本の支出は、農業生産においては不生産的な支出なのであり、その分だけ農業生産そのものに投下される資本を減らすことになり、農業の再生産の規模を縮小するということであって、それだけ農業生産の困難を増すことになるのである。そもそも、土地は自然の産物であり、したがって何らの価値をも有しないものであるので、それが価値物のように価格を有するという、つまり、土地価格は不合理な範疇なのである。

土地価格は、前述のように地代の資本還元化されたものであるが、前述の式からもわかるように、利率が低ければ地価は高くなり、逆に利率が高くなれば地価は低くなる。また、利率を一定とすれば、土地価格は地代の高低に照応して、高くなったり、低くなったりすることになる。

したがって、農民が低い利率のために高い土地価格を支払ったとすれば、そのことは、逆に「同じ低い利率はまた彼に有利な条件で経営資本を信用で提供するはずでもあろう⁽¹⁶⁾」と、つまり、低い利率の場合には、原則的に、農民が経営資本を信用借りによって調達しようとするれば、それが有利に作用するであろうということであり、それは農民にとって有利な一面をもつことになると、一応考えられる。しかし、それは一応考えられることであり、現実にはあてはまらない。すなわち、それは、

① 分割地的農民土地所有においては、資本の形成が弱く、かつ社会的再生産の条件は相対的に弱い。

② それゆえ、信用力を一般的に、農民が得ることは困難である。

③ 分割地農的土地所有においては、土地の所有が生産者の大部分にとって再生産の重要な要素であり、「資本にとっての不可決な投下場面である」がゆえに、「土地所有にたいする需要が供給を越えることによって土地価格は、利子率とは無関係に、またしばしば利子率に反比例して、引き上げられる⁽¹⁷⁾」ことになる。

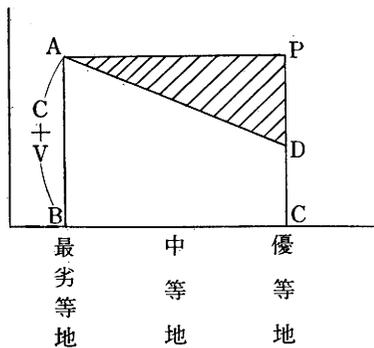
④ そして、かかる段階においては資本の形成状態からして「小さな買い手の数は大きく、大きな買い手の数は小さい」がゆえに、「土地は分割地として売れば、大きくまとめて売る場合よりもはるかに高い価格になる。」⁽¹⁸⁾

という理由によって、土地価格は、利子率の高低にかかわらず、上昇することになる。このように、上昇した土地価格は、農業経営にあたっての不生産的要素となり、生産規模を縮小することになる。そして、分割地農民のように土地を自己の労働と資本の充用場面として不可決な要素であるという、「小さな土地所有の場合には、土地そのものが価値もっていて機械や原料とまったく同様に資本として生産物の生産価格にはいるという幻想は、もっとずっと強く固まっている⁽¹⁹⁾」ということになる。とはいえ、すでにふれたように地代は価格の結果であり、原因ではないがゆえに、生産農民が生産の費用価格部分を構成するものとするのは、あくまでも「幻想」でしかないのである。

したがって、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素としての土地価格、……との衝突は、ただ、一般に土地の私有と合理的な農業のつまり土地の、正常な社会的利用との、矛盾が表わされる諸形態⁽²⁰⁾」の重要な一つなのであり、分割地農的土地所有においては、この土地価格は重要な土地所有の経済的実現形態なのであるが、それは「生産そのものの制限として現われる⁽²¹⁾。」そして、これは、土地の私的所有ということから発生するものであって、「小さな土地所有にたいする批判は、すべて結局は、農業の制限や障害としての私有にたいする批判に帰着する⁽²²⁾」ことになる。というのは、小さな土地所有にあっては、土地購入という資本の不生産的投資は、それだけ生産資本を削減し「労働の社会的生産力」を上げるための手段や科学の応用を不可能にするからであり、「資本主義的経営様式にもとづく大きな土地所有の場合でも、所有はやはり制限として現われる。なぜなら、所有は、借地農業者にたいして、結局は自分の利益にならないで土地所有者の利益になってしまうような生産的な投資をすることを制限する⁽²³⁾」からである。それゆえ、大土地所有であれ、小土地所有であれ、それが私的所有である限り、「土地を、共同的永久所有として、入れ替わってゆく人間世代の連鎖の手放すことのできない存在、再生産条件として、自覚的合理的に取り扱うことに代って、地力の搾取や乱費が現われる⁽²⁴⁾」。

したがって、現在のわが国の農業において地力維持の問題が叫ばれているが、その解決は単に技術的改良・改善によっては一時的に若干の解決をみることがあるにしても、究極的な原因の解決にはならないのであって、その真の解決は土地私有の体制的な解消にせまることなくしてはできない、ということになるであろう。

ところで、以上に見てきたように、分割地農的土地所有においては、その所有の性格からして農民の労働の実現である農産物価格は最劣等地における費用価格(C+V)水準で規制され差額地代は土地の豊度差、市場からの位置差に基づき成立するけれども、絶対地代は農産物価格の異常な価格の状態でのみしか実現しない。つまり、そのことを簡単に図示すれば、それは、



ということになり、 $\triangle APD$ が差額地代ということになる。しかし、現実には最劣等地においても地価は成立しているのである。とすれば、土地価格は地代の資本還元化されたものであるから、そこでの地価は地代のないところで、いわゆる無地代地における地価ということになる。果して、そうなのであろうか。もしそうであるとすれば、それは地代＝剰余労働、価値のないところでの地価ということになり、価値論の体系からすればおかしいことになるし、また価値論からすれば経済理論的に矛盾することになるといえるであろう。

したがって、この点の理解は、本来的に自然の産物である土地が、現実的にあたかも価値物のように一般的に資本との関係において価格をもつという、歴史的事実に、ということとは理論的範疇としても、この土地所有形態での地代は封建的土地所有のように地代が剰余価値・労働の全面的取奪ではないということ、また資本主義的地代のように剰余価値の分化形態でもないということにみられるように、自立的範疇としての地代ではないということによって、それだからこそ社会構成体としてはこの土地所有形態に照応する社会構成体が成立することがない、ということにおいてもわかるように、まさに「過渡的土地所有」形態なのであり、そのことは歴史的事実関係としても「過渡的」であるということ考慮に入れることによって、はじめて理解される。

分割地農的土地所有は、既述のように、小経営的生産格式に最も適合した形態であり、それは人間の人格的独立・自立のための基礎であり、農業生産の発展のための「一つの必然的な通過点」でもある、という積極的な側面を有するものであった。と同時に、その土地所有は、「生産手段の無限の分散化、そして生産者そのものの無限の孤立化、人間力の莫大な浪費」⁽²⁵⁾のために、「労働の社会的生産力の発展、労働の社会的な諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的な応用を排除する」という、消極的な側面をも兼ねそなえているのである。分割地農的土地所有が、このように二面的性格をもっているということは、矛盾をそれ自体のうちに内包しているのである。

したがって、分割地農的土地所有は、資本主義生産へ発展・上昇する形態であるとか、下降・没落ないしは停滞的な形態であるとかいうように一義的にそれ自体として規定することはできないのである。分割地農的土地所有は、それ自体のうちに矛盾を内包しているという、このことのために、いずれかの方向に、すなわち、発展的であるか、没落であるか、停滞的であるか、という方向に展開するのかどうかというように不安定的な存在なのである。それゆえ、分割地農的土地所有は、自からの所有に照応する社会構成体を体制的に構成することはできないのである。それがいずれの方向に展開するかは、分割地農的土地所有をとりまく社会経済的諸条件が構成する社会的再生産構造に規定されるのである。

ところで、分割地農的土地所有の最劣等地に土地価格が成立するという根拠としては、①この土地所有が封建的土地所有からの転化であるということ、②この土地所有をもとにして農民の労働実現は、〔本来的農耕＋共有地＋家内工業〕においてなされ、その一貫としての農業経営であることの、二点が考慮されなければならない。すなわち、分割地農的

土地所有は、封建的土地所有のもとでの所有と占有（所有と経営）との分離にもとづく、小経営農業の発展と商品関係の展開を通してそこでの経済力をもとにして「従来の占有者が自分の地代支払義務を買いもどして、自分が耕す土地の完全な所有権をもつ独立農民に転化する⁽²⁶⁾」ということによって成立する。ところで、封建的土地所有のもとでは、最劣等地においても封建地代として全剰余価値・労働が収奪されていたのである。ということは、最劣等地経営においても、剰余価値・労働が存在していたということである。そういう意味において、無地代地はなかったのであって、そして分割地農的土地所有の成立はかかる収奪関係を基盤とする、農民経営の展開による農民の私的土地所有化である、という歴史的事実関係としての過渡期でもあるわけである。ここに分割地農的土地所有での最劣等地においても、土地価格が成立する根拠の一つがあるということが出来る。さらに、分割地農的土地所有の歴史的事実関係のもう一つとしては、農民の労働実現は本来的農耕のみならず、共有地および家内工業をも対象とするものである。したがって、次のような事情は分割地経営の困難さをさらに促進することになる。

すなわち、①「この土地所有の正常な補足をなしている農村家内工業が大工業の発展のために減⁽²⁷⁾びること」、②「どこでも分割地経営の第二の補足をなしていてそのために家畜の飼養を可能にする唯一のものである共有地が大きな土地所有者によって横領されること⁽²⁸⁾」、③「植民地農場⁽²⁹⁾として経営され、あるいは資本主義的に経営される大規模耕作が競争に加わってくること」等が、分割地農的土地所有を「没落させる諸原因」であるとマルクスが指摘しているように、分割地農的土地所有は共有地、家内工業という補足によって本来的な農業経営が成りたっているのであるから、これらの農業経営からの分離は農業経営それ自体を困難にする主要な要因であるということになる。

なぜなら、共有地および家内工業を奪われた分割地農民は、自からの労働の実現基盤を本来的農耕にのみ依存せざるをえなくなるからであって、そうである限りそのことは、分割地農民の労働実現の基盤が縮小されたということの意味するからである。そこで、農民は本来的農耕を通してのみ、自からの生産と生活の再生産を計らなければならなくなるのであって、そのためにはかつての〔本来的農耕＋共有地＋家内工業〕によって農民が労働の実現を計り、自己の生産と生活の再生産を確保してきたのと少なくとも同水準の労働の実現を本来的農耕において果さなければならない。ということは、本来的農耕での生産力がその水準までに達しなければ、農民は農業生産を続けることができなくなるからである。

したがって、分割地農民が、共有地の収奪および家内工業の分離にともなって、本来的農耕を通して自からを再生産しようとするならば、彼は本来的農耕の生産諸条件の改善・拡大を計らなければならなくなるであろう。そのための客観的生産諸条件の確保は農民の労働と資本の重要な充用場面が土地であるといわれる段階においては、農耕地の拡大が第一義的な問題となるであろう。つまり、農耕地の拡大は、いわゆる規模の経済としての収入の増加をもたらすことになるから、このように農耕地の拡大はその拡大に応じて経済的メリットをもたらすのである。それゆえ、最劣等地経営の分割地農民が農耕地の拡大を計るならば、そこでも規模の経済としての効果がそれなりにあらわれ、従来の（C＋V）水準以上の剰余を形成することが可能になるであろう。この剰余形成が、最劣等地における土地価格成立の一つの根拠があるのである。

かくして、最劣等地における土地価格は、①封建地代の継承としての最劣等地での剰余

価値・労働の存在，②規模の経済としての経営の拡大による剰余の形成，という根拠によって客観的根拠を有るといえることができるのである。（つづく）

- 註（1） 『資本論』第3部（訳書，大月書店，マルクス・エンゲルス全集 236による）1030頁。
（2） 同上，1033頁。
（3），（4），同上，1034頁。
（5），（6），（7），同上，1032頁。
（8），（9），（10），同上，1031頁。
（11），同上，1038頁。
（12），同上，1031頁。
（13），（14），同上，1035頁。
（15），同上 1038頁。
（16），（17），（18），同上，1039頁。
（19），同上，1037頁。
（20），（21），1040頁。
（22），同上，1041頁。
（23），（24），同上，1040頁。
（25），同上，1034頁。
（26），同上，1023～24頁。
（27），（28），（29），同上，1034頁。